

昭和 33 年 3 月 1 日

規則第 14 号

大阪市東京事務所規則

第 1 条 大阪市東京事務所（以下「事務所」という。）を次のとおり設置する。

東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号 都道府県会館内

第 2 条 事務所で処理する事務の概目は次のとおりとする。

- (1) 事務所の予算、決算及び物品に関すること
- (2) 国会、各省庁その他関係機関との連絡並びに情報収集に関すること
- (3) 特命事項の調査に関すること

第 3 条 事務所に所長、副所長及び担当係長その他必要な職員を置く。

- 2 大阪州市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織の長、危機管理監及び会計室長は必要に応じて所属員を事務所に派遣することができる。この場合において、派遣された職員は、所長の指揮監督を受けるものとする。
- 3 所長、副所長及び担当係長は本市職員のうちから市長が命ずる。
- 4 所長は上司の命を受けて所務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 5 副所長及び担当係長はおのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

第 4 条 所属員の配置及び事務分担は所長が定める。

附 則（平成 27 年 6 月 26 日規則第 185 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。